

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 電波利用料の使途として、現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付を追加すること。

(第百三条の二第四項関係)

二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。